国立大学法人山形大学長に任命する
佐野　孝治
国立大学法人福島大学長に任命する
佐川　泰弘
国立大学法人茨城大学長に任命する
重原　孝臣
国立大学法人埼玉大学長に任命する
佐々木幸寿
国立大学法人東京学芸大学長に任命する
中村　暢文
国立大学法人東京農工大学長に任命する
村松　正和
国立大学法人電気通信大学長に任命する
和田　隆志
国立大学法人金沢大学長に任命する（再任）
野田　敦敬
国立大学法人愛知教育大学長に任命する（再任）
若原　昭浩
国立大学法人豊橋技術科学大学長に任命する（再任）
竹村　彰通
国立大学法人滋賀大学長に任命する（再任）
遠山　育夫
国立大学法人滋賀医科大学長に任命する
原田　宗彦
国立大学法人京都教育大学長に任命する
岡本　幾子
国立大学法人大阪教育大学長に任命する（再任）
谷澤　幸生
国立大学法人山口大学長に任命する（再任）
石丸　哲史
国立大学法人福岡教育大学長に任命する
安永　卓生
国立大学法人九州工業大学長に任命する
永田　敬
国立大学法人総合研究大学院大学長に任命する（再任）
寺野　稔
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長に任命する（再任）
木部　暢子
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長に任命する（再任）
川合　眞紀
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に任命する（再任）（以上四月一日）
出口　毅
衣笠　達也
国立大学法人兵庫教育大学監事を免ずる（六月三十日）
小川　佳宏
国立大学法人兵庫教育大学監事に任命する（七月一日）

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
仲野　純平　小塚　貞彦　安藤　英征
谷口　満幸　田中　豊治　小向　秀樹
中西　竜雄　岡　義隆　田丸　拓也
田中　邦裕　喜多　和人　平岡　信子
太田　典和　角　康二　磯部　敏之
浅井　清子　望月真千子　南　完治
小島　秀也　塚本　洋子　辻脇　義一
宮川　大輝　石井　清子　安田　勝彦
森口　靖子　小石とみ子　岡井　昌子
関山　寛　田近　亜蘭　吉村　基
八木下　滋　眞田美江子　安田　吉三
辻　富夫　小川　謙二　内出　覚
川上　哲男　萩原　弘子　山本マチエ
長澤　巧　荒井　昌一　金光　健一

褒章条例第一条により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける（各通）
山本　眞輔　梶原千代子　野本　茂
増山　元美　鈴木　勝喜　野入　伸治
渡邉　精二　上山　祐平　成田　渉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける
中谷　至孝

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける
紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
林　倫弘　武田　光子　尾形　龍紀
福岡　正恒　吉本　洋子　丸中美津子
山本　久代　續木　創　増田　宗昭
山田　治樹　川手　正樹　荒井　誠司
田中　正次

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける
紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
橋本　太乙　金子　英樹　野坂　芳雄
和田　佳子　梶原　徳二　烏頭尾精一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）
高橋　秀夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける
褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
株式会社ＴＯＢＥ
株式会社バッファロー
株式会社松田養鶏場
埼玉スバル株式会社
元気株式会社
株式会社カナオコーポレーション
株式会社新成トラスト
フィンテック　グローバル株式会社
宗教法人金蛇水神社
株式会社大塚商会
成和電子工業株式会社
紀州技研工業株式会社
トラスコ中山株式会社
株式会社サウンドハウス
株式会社ホームネット
コープデリ生活協同組合連合会
株式会社ｕｎｔｒａｃｋｅｄ
株式会社ＳＬ　Ｃｒｅａｔｉｏｎｓ
株式会社コノミヤ
高知信用金庫
ユーエスウラサキ株式会社
株式会社合同資源
株式会社甲南アセット
医療法人社団順生会
一般社団法人地域創造研究所
株式会社ＩＢＩＳ
株式会社丸誠電器
サンライズ産業株式会社
竹森電設株式会社
サン工業株式会社
株式会社ＢＲＡＶＥ
株式会社ＧＩ・フォレスト
株式会社東海製作所
株式会社ランドキャリー
株式会社カワモト
株式会社ニチリン
株式会社平本組
ホッコー株式会社
内藤株式会社
株式会社ヒライホールディングス
株式会社タイヨー
三井住友海上火災保険株式会社
株式会社サードウェーブ
伊賀産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）
追賞褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
故信友政明遺族　信友　晴江

褒章条例第六条により褒状を授ける
追賞賜杯
公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年七月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。
故安田容昌遺族　安田　祥子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、コートジボワールの独立記念日につき、八月六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。